

臨時会第11号議案

春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国家公務員の本年度の給与の改定に鑑み、これに準じて、本市の一般職の職員の期末手当について改定を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 春日市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。